●香川県監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年5月17日

香川県監査委員	林			勲
同	大	西		均
同	香	Ш	芳	文
同	高	城	宗	幸

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 措置の状況

2 1日 直 V 7 1八 1	,		
団 体 名		監 査 の 結 果	措置の状況
公益財団法	指導注意事	書留を記録する特別文書収受簿	特別文書収受簿、文書収受簿及
人吉野川水	項	をはじめ、文書取扱規程で定めら	び文書発送簿を、直ちに作成した。
源地域対策		れた文書収受簿等が作成されてい	
基金		なかった。	
	検討指示事	理事長に支給する旅費の額の根	理事長の旅費の額の根拠につい
	項	拠を明確にするよう検討する必要	ては、理事会において提案、議決
		がある。	を行い明確にする。
公益財団法	指導注意事	平成26年度の貸借対照表等及び	平成26年度の貸借対照表等及び
人明治百年	項	役員の報酬等について、公告又は	役員の報酬等について、監査後直
記念香川県		公表がされていなかった。	ちに財団のホームページで公表し
青少年基金			た。
穴吹エンタ	指導注意事	楽器の保守点検業務について、	次回契約更新時期(平成28年3
ープライズ	項	契約書に保守の回数、消費税の取	月末)に、指摘があった事項につ
株式会社		扱い並びに契約期間及び契約年月	いては契約書に明記した。
		日の記載がなかった。	
学校法人香	指導注意事	教員が印刷代金の立替払いをし、	今後は、調達規程に沿い、支出
川県明善学	項	事後に支出の手続をとっているも	伺に2社以上の見積書を添付の上、
園		のがあった。また、1件又は1組	事前の承認手続を徹底する。
		10万円以上の物件購入のときは、	
		何書に2社以上の見積書を添付し	
		て理事長の承認を求めなければな	
		らないと定められているにもかか	
		わらず、見積書を徴していなかっ	
		た。	
		会計規程では現金の残高は毎日	平成28年4月から、授業料等に
		現金出納帳の残高と照合しなけれ	係る現金出納帳を作成し、毎日残
		ばならないとされているが、授業	高照合を行うこととした。
		料等に係る現金出納帳が作成され	
		ておらず、残高照合ができていな	
		ておらず、残高照合ができていな	

		かった。	
		PTAからの寄附金について、	今後は、現金の入出金の都度、
		遡って帳簿に記載され、現金の入	帳簿に記載するよう徹底し、適正
		出金日と帳簿に記載された日が合	に会計処理を行う。
		致していなかった。	
		PTAの代表権限を有しない者	PTAから学校への寄附の申込
		からPTAの寄附の申込みを受け	みは、今後はPTA会長が行う。
		ていた。また、同一の者が寄附者	
		と受領者双方の代理をしていた。	
	検討指示事	手当として職員に支給されてい	平成27年12月の理事会において
	項	るものについては、支給の根拠を	給与規程を改正し、その他の手当
		明確に定める必要がある。	に関する細則に根拠を定めた(平
			成28年4月施行)。
		減価償却の方法としてグループ	平成27年12月の理事会において
		償却を選択した固定資産について	会計規程を改正し、償却後も備忘
		は、除却処理後の資産管理台帳を	価額1円を付し、固定資産台帳で
		整備する必要がある。	管理することとした(平成28年4
			月施行)。
学校法人高	指導注意事	・経理規程で現金の残高は毎日帳	・平成27年10月から出納帳簿を作
松中央高等	項	簿の残高と照合しなければならな	成し、日々、記帳及び照合処理を
学校		いとされているが、授業料等の現	行うとともに、毎月末の試算表に
		金出納に係る帳簿が作成されてお	反映している。
		らず、毎月の試算表が正確に作成	
		されていなかった。	
		・経理規程で固定資産については	・平成28年度から固定資産及び備
		毎会計年度照合検査を行うものと	品台帳チェックリストを整備し、
		されているが、検査が行われてい	チェックを行う。
		なかった。	
	検討指示事	自動車使用の出張に係る出張旅	旅費規程における出張旅費の種
	項	費の対象経費について、旅費規程	類に「高速道路通行料」を加える
		と運用の整合を図る必要がある。	こととしており、平成28年3月の
			理事会に同規程の一部改正を諮り
			(平成28年度から施行)、運用と
			の整合を図った。
西日本ビル	指導注意事	指定管理者として管理をしてい	収入については、通帳での整理
管理株式会	項	る香川県番町地下駐車場及び香川	となっていたことから、それぞれ
社		県玉藻町駐車場に係る経費につい	の駐車場での帳簿を作成し、駐車
		ては、他の経費と明確に区分して	場ごとに分かるようにした。また、
		経理する必要がある。	見積りや請求書等については、駐
			車場を明記するよう各取引先に依

	検討指示事項	現金の取扱者とそれを確認する 者が同一人であり、けん制機能が 働いていないため、事務処理方法 の見直しを検討する必要がある。 また、現金の出納について、現金 出納簿の記載を誤っているものが あった。	頼し、本社との経費の区分を明確にするとともに、台帳整理を行うことにした。 現金の取扱者とそれを確認する者をそれぞれ取扱者と受取者として処理するようにし、さらに少なくとも2週間に1度本社職員による確認をすることとした。また、現金出納簿の日付については、指摘後、実際の払出しの日付を記載するようにした。
公益財団法人香川県国際交流協会	指導注意事 項	施設維持管理業務の委託については、消費税率改定に伴い適正に変更契約を締結する必要がある。また、消費税率引上げ分が契約金額に転嫁されていないものがあった。	香川国際交流会館の施設維持管 理業務に係る各種委託契約につい ては、複数年契約を行うことによ り経費節減を図ることとしている。 これらの契約のうち、改正消費税 率に応じ変更する規定が盛り込ま れていないものについては、消費 税率引上げ相当分を反映した額で 変更契約を締結した。また、消費 税率引上げ分が契約金額に転嫁さ れていなかったものについては、 消費税引上げ相当分を上乗せして 支払った。
/\ \	検討指示事項	施設内に設置している自動販売機の収入については、公益目的事業として経理しているが、収益事業等として区分経理することを検討する必要がある。	自動販売機の設置については、 公益目的事業の財源確保のための 収益を目的としたものではなく、 あくまでも利用者の利便性の向上 を目的として設置したものであり、 また、会館の指定管理者を募集す る際の仕様書でも設置を義務付け られていることから、公益目的事 業の施設管理の付随的なものとし て整理しているものである。
公益財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意事 項	収益と費用を相殺して計上しているものがあったが、それぞれ適正に仕訳をして経理を行う必要がある。(緑の募金事業) 臨時職員の賃金について、勤務日数を誤って算定し支給している	募金全額を収入調定し、振込手数料は費用とするなど、収益と費用を相殺することなく、適正に仕訳をすることとした。 過払い賃金について、平成27年12月18日に返納を受け、所得税、

		ものがあった。 (香川用水記念公 園)	雇用保険を精算した。今後、出勤 確認者と支払者が複数でチェック し過誤の防止を徹底することとし た。
	検討指示事 項	複数ある代表者印について、県 との契約書に使用する印鑑は登録	一部の事業において、県との契約書に法人登記した代表者印以外の小芸者により
		された印鑑を使用することなど、 それぞれの印鑑の使用方法を明ら	の代表者印を使用していたが、今 後は、県との委託契約においては、
		かにする必要がある。	法人登記した代表者印を使用するなど、使用方法を明らかにした。
		修繕費について、徴収した最低	今後は算定根拠を明確にして予
		価格の見積書と予定価格調書の金	定価格を算定するとともに、適切
		額・日付が同じものがあった。予	な時期に予定価格調書を作成する
		定価格の積算については、適正に	こととした。
		算定する必要がある。(香川用水	
		記念公園) イベント業務を委託するときは、	
		あらかじめ契約書に天災その他不	たっては、県の委託契約書に準拠
		可抗力による契約内容の変更の条	し、不測の事態に備え天災その他
		項を設けるなど、不測の事態に備	不可抗力による契約条項を追加し
		え契約内容の検討をする必要があ	て契約することとした。
		る。 (香川用水記念公園)	
公益財団法	検討指示事	資金前渡金の取扱いについて、	平成28年度から、財務規程第28
人かがわ健	項	財務規程と運用に相違があるので	条第2項に定める現金出納簿を作
康福祉機構		整合させる必要がある。	成する。
		建物管理業務の委託について、	競争性を高めるため仕様書等の
		経費節減に向けた仕様書の見直し	見直しを行うとともに、平成28年
		を行い、価格、品質等の競争によ	度から、県の契約方法を準用し、
		り委託先を選定する必要がある。	予定価格が100万円を超えるもの
			については入札を、100万円以下
			のものについては見積合わせによ る随意契約を実施する。
公益財団法	指導注意事	 自動販売機設置者の選定につい	県が実施している自動販売機設
人香川県児	項	ては、仕様書等で具体的に競争条	置者の選定における仕様書等を参
童・青少年		件を明確にしておく必要がある。	考に仕様書等を作成し、競争条件
健全育成事			等を明示の上、自動販売機設置者
業団			を選定することとした。
		予定価格調書の作成が見積書の	参考見積書を徴収するなどによ
		提出日より後になっているものが、	り、予定価格を定めた後、見積書
		散見された。	の徴収を行うこととし、適正な事

			務の執行に努める。
公益財団法	指導注意事	平成26年度の貸借対照表等及び	平成26年度の貸借対照表等及び
人香川いの	項	役員の報酬等について、公告又は	役員の報酬等について、監査後直
ちのリレー		公表がされていなかった。	ちに財団のホームページで公表し
財団			た。
	検討指示事	財務規程では出納責任者を置く	平成28年3月の理事会において、
	項	ものとしているが、出納責任者を	出納責任者を明確にし、残高証明
		置いていなかった。出納責任者の	書は毎年度末の徴求とするよう財
		設置、残高証明書の徴求について	務規程を改正した。
		検討する必要がある。	
公益財団法	指導注意事	収支予算の補正について、前回	予算の補正については、県と事
人香川県生	項	指導したにもかかわらず、会計処	前協議済みであり、事前協議と届
活衛生営業		理規程に定める県知事への届出を	出を混同していたため、監査後直
指導センタ		していなかった。	ちに届出を行った。今後は適正な
_			事務執行を徹底する。
公益財団法	検討指示事	通帳と印鑑の管理については、	通帳は、財務規程第16条に基づ
人高松観光	項	それぞれ別の者に分担させること	き、出納責任者が財団金庫に保管
コンベンシ		を検討する必要がある。	することとし、印鑑は、処務規程
ョン・ビュ			第11条の規定に基づき、事務局長
ーロー			が施錠できる場所に厳重に保管す
			るよう改めた。
		監事に対し会計監査役員報酬を	所得税控除明細書については、
		支払っているが、所得税の控除を	本人に交付するもののほか、支出
		含め支出の内容を記載した書類が	命令書にその写しを添付すること
		添付されていなかった。また、支	とし、適正な事務処理に努める。
		出命令後に本人の請求書が作成さ	また、支出命令書については、平
		れていた。支出命令書の見直しを	成28年度から様式を見直すととも
		含め、支出方法を検討する必要が	に、人件費等の請求書が事前に発
		ある。	行されないものは、監査での指摘
			後直ちに、出納責任者に対する資
			金前渡方式に改めた。
公益社団法	指導注意事	財務規程その他の規程で備える	備品台帳、現金出納簿及び郵便
人香川県観	項	ものとされている備品台帳、現金	切手受払簿を備えた。
光協会		出納簿及び郵便切手受払簿が作成	
		されていなかった。	
		法人の会費を定められた期限ま	該当する会員に対し、直ちに督
		でに納付しない会員に対しては、	促を行った結果、1者を除き納付
		早期に督促し、定款に従い、適切	又は退会をした。今後、定款に従
		に対応する必要がある。	い、適切に対応することとした。
	検討指示事	・法人の事業報告については、主	次年度以降の事業報告において、

	項	な事業の当該事業に要した経費や	主な事業に要した経費やその事業
		その事業効果も記載することを検	効果も記載することとした。
		討する必要がある。	
公益財団法	指導注意事	貸借対照表及び正味財産増減計	投資有価証券の償却に係る計算
人香川県下	項	算書に係る基本財産の投資有価証	の誤りを正し、平成27年度決算か
水道公社		券の償却の計算を誤っていた。	ら貸借対照表及び正味財産増減計
			算書に反映させる。
	検討指示事	正味財産増減計算書の経常費用	年度間事業変動準備金について
	項	について、市町下水道事業促進事	は、公益財団法人移行前から行っ
		業費が年度間事業変動準備金の取	てきた引当金計上を取りやめ、全
		崩しにより過小に表示されている。	額を取り崩すこととする。また、
		年度間事業変動準備金の引当金と	市町下水道事業促進事業費の過小
		しての取扱いについて、検討する	表示については、正しく表示され
		必要がある。	るよう平成27年度決算から仕訳の
			見直しを行う。
		現金出納簿に係る運用方法を見	現金出納簿については、現金の
		直すとともに、必要に応じて財務	受払時に複数の職員がチェックす
		規程を見直す必要がある。	るように見直したところであり、
			引き続き、運用方法などについて
			適正な処理に努める。また、運用
			の見直しにあわせて、財務規程の
			一部について必要な改正を行う。
香川県建築	指導注意事	・協定書の仕様書に定められた備	直ちに、協定書の仕様書に定め
設計協同組	項	品の台帳の作成をしていなかった。	られた備品の台帳を作成した。
合			